

# 福島県立ふたば未来学園高等学校電子複写機による

## 複写サービスの供給に関する契約書

福島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記の条項により電子複写機（以下「複写機」という。）による複写サービスの供給に関する契約を締結する。

### （契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、複写サービスに必要な消耗品（用紙及びホチキス針を除く複写機稼働に必要な消耗品とする。以下「消耗品」という。）を円滑に供給することを目的とする。

### （契約の内容）

第2条 乙は、この契約に定めるもののほか、別紙1 複写サービス仕様書に従い、前条に定める契約の目的を確実に履行するものとする。

### （履行期間）

第3条 この契約の履行期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、翌年度以降この契約に係る予算の減額又は削除があった場合、甲は、契約の全部又は一部を解約できるものとする。

2 前項ただし書きの場合において、甲はこれによって生じた乙の損害については、その責めを負わない。

### （複写サービス料金）

第4条 複写サービス料金（用紙代は除く。以下同じ。）の片面1枚当たりの単価、予定枚数等は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

機種区分	単価	予定枚数
A-1	〇〇円	4,000,000枚
A-2	〇〇円	600,000枚

2 当該契約の予定数量を超えて複写する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

3 第1項の単価について経済情勢の著しい変動及びその他やむを得ない事由により改定を要するときは、改定の1か月前までに甲、乙協議して定める。

### （複写サービス料金の請求）

第5条 乙は毎月末日において甲の職員の確認を受けて、複写サービス利用枚数を算出し、当該枚数に単価を乗じて得た金額（円未満切捨て）に消費税及び地方消費税を加えた金額を甲に請求するものとする。

2 前項の複写サービス利用枚数の算出に当たり、総複写枚数の2パーセントを、乙の責に帰すべき原因による不良の複写（乙が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のため使用した複写を含む。）とみなし、総複写枚数から控除する。なお、控除枚数に小

数点以下の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げるものとする。

(複写サービス料金の支払)

第6条 甲は、乙から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に複写サービス料金を支払うものとする。

2 甲は、正当な理由なく契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、前項の期間満了の翌日から支払の日まで年2.5%の割合で計算した額(100円未満の端数は切り捨てる)を支払うものとする。

(複写機の保守)

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるように保守を行うものとする。

2 前項の保守を行うために、乙は定期的に係員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

3 複写機が故障した場合は、甲の請求により、乙は直ちに係員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

4 乙が実施する作業は、原則として平日の9時から17時までの間に行うものとする。

(消耗品の取替え等)

第8条 乙は、点検又は甲の通知に基づき、複写品質維持のため乙が必要と認めたときは、消耗品を取り替えるものとする。また、乙は、巡回又は甲の申出によって予備消耗品の不足を知ったときは、当該消耗品を速やかに供給するものとする。

(複写機及び消耗品の所有権)

第9条 複写機及び消耗品の所有権は乙に属し、甲はそれらを善良な管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。なお、消耗品については、乙所定の保管要領に従うものとする。

2 甲は、複写機及び消耗品が乙の所有であることを示す表示等をき損するなど、複写機の原状を変更するような行為並びに消耗品を他の用途に流用する行為をしてはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が解除を申し出たとき。

二 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

三 乙又はその代理人若しくは担当職員等に不正の行為があったとき。

四 乙が正当な理由なく、この契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

五 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難者関係(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約を履行しなかった期間における予定枚数に第4条第1項の単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えた金額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算出する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第12条 乙は、甲が正当な理由なく契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可

能となったときは、契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約に基づく支払済金額10の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日付け公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

4 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(機密の保持)

第15条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第16条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(複写機及び消耗品の返還)

第17条 第3条又は前条の規定によりこの契約が終了した場合、甲は、複写機及び消耗品を速やかに乙に返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、

乙の負担とする。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ

甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第19条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関して

は、福島地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 住所 福島県双葉郡広野町中央台一丁目6番地3  
氏名 福島県  
福島県立ふたば未来学園高等学校長

乙 住所  
氏名